

議案第 66 号

墨田区児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区児童館条例の一部を改正する条例

墨田区児童館条例（昭和 46 年墨田区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 5 条中「利用」の次に「することが」を加える。

第 9 条第 3 項第 1 号中「あたり」を「当たり」に、「及び」を「、及び」に改め、同項第 2 号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表中

「

東 向 島 児 童 館	東京都墨田区東向島六丁目 6 番 1 2 号
-------------	------------------------

」

「

東 向 島 児 童 館	東京都墨田区東向島六丁目 6 番 1 2 号
東 向 島 児 童 館 分 館	東京都墨田区京島一丁目 4 4 番 2 1 号

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区児童館条例の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

京成押上線連続立体交差事業に伴う高架下利用計画に基づき、京成押上線高架下に東向島児童館分館を公の施設として設置する必要がある。